

公 売 公 告 及 び 見 積 価 額 公 告			
		別税第 48-3 号 令和 7 年 2 月 13 日	
大分県別府県税事務所長			
国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告します。また、同法第98条の規定により公売財産の見積価格を決定したから、同法第99条の規定により公告します。			
1	公売財産の種類	不動産	
2	公売財産の名称、数量、性質、所在及び見積価額並びに公売保証金	別紙「公売財産明細書」とおり	
	注	公売財産の売却区分ごとに公売します。入札は売却区分ごとに行ってください。	
3	公 売 の 方 法	期日入札	
4	公 売 の 日 時	受付開始	令和7年3月6日 午前 10 時 00 分
		入札開始	令和7年3月6日 午前 10 時 30 分
		入札締切	令和7年3月6日 午前 10 時 35 分
		開 札	令和7年3月6日 午前 10 時 36 分
5	公 売 の 場 所	別府市大字鶴見字下田井14-1 大分県別府県税事務所1階小会議室	
6	売 却 決 定	日時 令和 7 年 3 月 21 日 午前 10 時 00 分	場所 大分県別府県税事務所
7	代金納付期限	日時 令和 7 年 3 月 21 日 午前 12 時 00 分	場所 大分県別府県税事務所
8	買受人についての資格その他の要件	別紙「公売公告別紙1」とおり	
9	その他	(1) 国税徴収法第92条に規定する者(滞納者、税務職員)、及び同法第108条第1項の規定に該当する者(入札妨害者等)は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 (2) 公売保証金の納付は現金または小切手(大分手形交換所管内の銀行振出のもので振出日から起算して8日を経過していないもの)に限ります。また、買受代金の納付は、指定する口座への振込、現金書留による送付又は現金(大分手形交換所管内の銀行振出の小切手を含む。但し振出日から起算して8日を経過していないもの)に限ります。 (3) 入札は、公売保証金を納付した後でなければ参加することができません。 (4) 一度提出した入札書の引換、変更または取消しはできません。また、入札価額を訂正したものは無効の取扱いとなります。 (5) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のことを最高価申込者と決定し売却決定を行います。 (6) 削除 (7) 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。 (8) 公売財産に係る県税等の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。 (9) 公売財産の取得時期は、売却決定後、買受代金の納付があったときです。 (10) 大分県は、公売財産について契約不適合責任を負いません。 (11) 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税額に相当する印紙又は国庫金領収済通知(登録免許税法第23条)を下記(12)の期日までに提出してください。 (12) 上記(11)については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに令和 7 年 3 月 28 日までに提出してください。 (13) その他、本件公売は国税徴収法に基づく制限があります。 (14) 見積価額は消費税10%を含みます。 (15) 公売公告の内容は、大分県別府県税事務所納税課で閲覧することができます。 (16) 災害その他やむをえない事情で公売を中止することがあります。	
配当を受ける者の権利の申出について			
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権、その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当県税事務所に申し出て下さい。			

公売公告 別紙1

1 買受人についての資格その他の要件

以下のいずれかに該当する方は、公売への参加および財産を買い受けることができません。

また、(1)から(5)に該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

- (1) 国税徴収法第92条に規定する者(滞納者、税務職員)、及び同法第108条第1項の規定に該当する者(入札妨害者等)。
- (2) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (3) 暴力団員
- (4) 暴力団員が役員となっている法人その他の団体
- (5) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 20歳未満の方
- (7) 日本語を十分に理解できない方
- (8) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方
- (9) 令和7年3月28日(金)までに、所有権移転登記の書類を提出できない方

2 その他

売却決定金額は落札価額(最高価申込価格)とします。